統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会(第7回)議事録

- 1 日時 平成18年9月26日(火)16時00分から17時35分
- 2 場所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者

総務省: 衞藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調 査企画課長

4 議題

- (1) 市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討について
- (2) 科学技術研究調査に関する意識調査の結果について
- (3) 今後検討が必要な事項、今後のスケジュールについて
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 科学技術研究調査に関する意識調査の結果について(中間報告)
- (2) 今後検討が必要な事項について(現時点で想定されるもの)
- (3) 今後の研究会スケジュール

参考

- (1) 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)(平成18年3月31日閣議決定)
- (2) 公共サービス改革基本方針(抄)(平成18年9月5日閣議決定)
- (3) 官民競争入札等監理委員会統計部会について
- (4) 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針(平成18年9月5日官 民競争入札等監理委員会決定)

6 議事録

竹内座長 それでは、第7回の統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会を開催いたします。

本日の議題は、最初は市場化テスト・民間開放の計画策定に向けた検討についてです。総務 省所管の指定統計調査の市場化テスト・民間開放に向けての計画を、今月中に策定することに なっていますので、本研究会としての内容の確認を行います。

次に、科学技術研究調査の調査対象に対する意識調査についてです。中間結果が出てきましたので報告していただきます。

最後に、今後のスケジュール、それから今後の検討課題及び主な論点について、計画策定後 にどのように議論を進めていくかについて検討します。

それでは、計画策定に向けた検討についてと科学技術研究調査に関する意識調査について、 事務局からご説明いただきます。

飯島課長 科学技術研究調査に関する意識調査の結果について、資料1に基づきその概要を 説明させていただきます。これは、今年実施しました科学技術研究調査に回答いただいた事業 所に対して追加的に意識調査を行うという形で実施したもので、現時点での状況を取りまとめ た結果です。本体調査に回答いただいたところに順次このアンケートを送っている関係で、一 番下にあるようにトータルの調査対象数は約1万8,000ですが、そのうちの約1万2,000に配布 しまして、回収のあった9,779について集計した結果です。

結果の概要は2ページからです。まず、問4は、問い合わせ対応や督促は国が行った方がよいか、民間がよいかということについて聞くものですが、「どちらでもよい」という回答が57%、民間が9%、国が23%という結果になっています。それぞれ民間がよい理由、国がよい理由はその右にある棒グラフのとおりです。国の場合「秘密を守る」というのが一番多く、民間の場合「効率的である」というのが一番多くなっています。

問5は、調査票の受領はどちらが行った方がよいかという問いですが、問4とほぼ同様の結果で、「どちらでもよい」が57%、民間が8%、国が25%といった状況です。国がよい理由、 民間がよい理由、これも問4とほぼ同様の結果になっています。

それから、問6は「民間委託する場合に事業者が注意すべき点」を聞いたものですが、右のグラフは複数回答についてすべて集計したものです。左の図5は最も当てはまる回答を1つだけ二重丸をつけてもらい、その二重丸のついた項目を集計したものです。どちらも傾向としては似ていまして、「秘密の保護」が一番多く、それから「国からの委託を確認できる」、「目

的外使用の禁止」、「専門性の維持向上」が続いています。民間委託する際、特にこういった 点に留意をしながら企画する必要があると考えています。

資料1の説明は以上です。

竹内座長 この調査結果について、ご質問ございますか。

一つ伺いたいのですが、1万8,000調査対象があって、そのうち約1万2,000が、これをまとめるときまでに戻ってきた回答で、最終的な期限は10月ですよね。科学技術研究調査の回収率は80数%であるのに対し、これはまだ66%ぐらいですから、今後もう少しアンケートを送るわけですか。

飯島課長 はい。今後、回答が来たところ、最終的には回答がなかったところにも、送る予 定です。最終的な結果は改めてご報告いたします。今回は中間報告です。

竹内座長 中間報告ですが、有効回答が9,000以上ですから、全体として半分以上は戻っているわけですね。つまり、全体を1万8,000とすると、この意識調査の回答が9,700だから、半分以上は来ているということになります。

私の見るところ、常識的な結果だと思います。どちらでもいいというのが多いので、この意識調査の結果は、民間開放を進めるか進めないか、あるいはどういうふうに進めるかということについて特に影響を与えない気がします。それは、この調査に意味がないということではなくて、民間開放しても特に大きな反応はないだろうと想像できるという程度で有効な標識情報を与えているのではないかと思います。

何かこれについてご質問がありましたら、いただきたいのですが。

舟岡委員 科学技術研究調査には非協力だが、この意識調査だけには協力した調査客体についてまとめていただけると、有益な情報が得られるかもしれないなと思います。

竹内座長 今のところ、科学技術研究調査に非協力なところには送っていないわけですが、 非協力なところからもきちんと回収してくださいということはありますね。

土屋委員 舟岡先生のおっしゃったのも含めて、単純集計だけでなくて、最終的には本体の 調査との集計等の分析も出していただけるということですね。

竹内座長 そうですね。例えば、大きい会社と小さい会社による違い、非営利団体・公的機関や研究所、大学等による違いなど、いろいろ考えていただきたいと思います。

舟岡委員 部分回答のケースも考慮していただきたい。部分回答のケースと全部回答したケースとでどういう違いがあるかどうか。

竹内座長 最終的にまとまったときには、もう少し内容に立ち入った分析をしていただきた

いということが要望です。では、次の議題についてお願いします。

飯島課長 それでは、続きまして総務省所管指定統計調査の民間開放に向けての計画案についてです。委員の皆様に席上配布しました検討中のものについて説明いたします。

まず、 の基本的な考え方ですけれども、簡素で効率的な政府の実現というのが全体の喫緊の課題ですが、統計行政の分野でも厳しい行財政事情のもとで、また一方で新たな統計の整備等の諸課題にも対応していく必要がある。こういう中で今回の民間開放に関する取り組みを契機に統計の信頼性等を確保しながら民間事業者を活用する枠組みを構築することは将来的な統計行政の発展に寄与するものであるとし、このために、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提に総務省所管の指定統計調査に関連する業務について官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の取り組みを推進していくこととするというのがこの計画の基本的な考え方です。

そして、この計画の位置づけですが、規制改革・民間開放推進3か年計画再改定(今年3月の閣議決定)に基づきまして、所管の指定統計調査の民間開放に向けて調査実施者である総務省としての取り組み方針を現時点で整理するため、策定するものである。これがこの計画の性格です。

その後、 といたしまして、総務省所管指定統計調査の実施に係る業務の民間開放ということで具体的な取り組みの内容を示しています。大きく2つに分かれていまして、「1」が国直轄調査、これは科学技術研究調査だけです。「2」として、それ以外の調査、これはすべて地方公共団体に実地調査を委託している調査です。まず、その「1」の科学技術研究調査についてですが、この調査は調査員による訪問を伴わない郵送調査です。調査時期は毎年5月から7月ということですので、次のとおり進めていきます。 として、18年度中に入札を実施しまして、次回の平成19年調査から民間委託を開始する。 として、当面調査票の送付・回収(督促)、照会対応、これは記入指導等ですが、これらに係る業務を対象とする。最後に として、契約については、平成19年度は単年度とし、平成20年度以降については19年度の実施状況等を踏まえつつ、さらに総合的に検討する。

「2」として、地方公共団体に実地調査を委託している調査について取り組みの内容をまとめています。現時点における考え方とそれに基づく具体的措置は以下のとおりであるということで、科学技術研究調査以外の調査すべてということで、個人企業経済調査も含めてこの中で記述する形になっています。

初めに(1)として、考え方についてですが、まず として当面の民間開放の推進方策です。

結論からいいますと、最後の4行にありますが、地域単位での民間開放が可能となるように地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組を基本として、これを変えない形で民間開放を推進していくことが適当である。これにより民間事業者が実地調査に係る業務を行う機会をつくり出していく、これが結論になります。その前には現状について記述した文を入れています。

調査員を用いて実地調査を行っている総務省所管の指定統計調査、これは一部の例外を除いて全国くまなく大規模に実施している。こういった指定統計調査、全国規模で一律に民間開放を実施する場合には、法定受託事務として地方公共団体に委託している事務を国の直接事務に位置づけ直すといった措置が必要であって、このためには全国を通じて調査を適切に行える民間事業者が安定的に存在することが前提となります。 一方、民間事業者の現状ですけれども、業界団体等のヒアリング結果によれば、各事業者が用いている調査員の数などの面から見まして、指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。他方で、ヒアリング結果、あるいは試験調査、各地方でも行いましたが、これの応札状況等から見ますと、統計調査に参加意欲のある民間事業者が存在している。規模を限定するなどの条件によって、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することは可能であろうというふうに考えています。

そういう状況の分析の上で、先ほど申しました結論に至っているというのが、当面の推進方 策です。

として、国として講ずべき措置を書いてあります。これは各地方公共団体の主体的判断で 民間開放が実施されることになりますけれども、国としては地方公共団体における民間開放の 取り組みを19年度から可能とするための環境整備を行うことが必要であるということです。

先ほど科学技術研究調査を除くすべての指定統計調査と申しましたが、 としては業務内容等を固めた上での検討を要する統計調査ということで、今後の調査の方針が固まった上で結論を出したいものがあります。国勢調査と今後新設が予定されている経済センサス、です。国勢調査については郵送回収といった調査方法の大幅な変更が予定されているので、国と地方公共団体の業務内容等は、試験調査の結果等を踏まえつつ具体化することとしています。

また、新設予定の経済センサスについても、現在、平成21年の1回目の調査実施に向け、調査方法等の具体化に向けた検討が進められている状況でして、これら2つの調査につきましては、見直しや企画の方向性を固めた上で、調査実施の前々年度中に結論を得ることとしたいということです。

次に(2)として、国が行う環境整備等の具体的措置の内容についてです。まず、としして、

概要及びスケジュールです。平成19年度から、総務省所管の指定統計調査について、地方公共 団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省 令・要綱等を調査時期の到来に応じて順次改正するとともに、地方公共団体における民間開放 の取組を促進するための措置について検討するということです。

また、19年度に実施する5年周期の大規模調査については、調査の実施時期が19年秋であることを踏まえれば、19年度当初に入札を実施する必要があることに留意して取組を進める。準備期間が短いので、特に留意して取組を進めるというのが、ここの趣旨です。

それから、統計の正確性を確保し、調査対象となる国民や企業からの信頼を維持するとともに、国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放の基準・条件等、具体的には業者の資格要件、入札の基準、契約内容、モニタリング方法といったものになると思いますが、これについても法定受託事務の処理基準として調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示する。以上が概要とスケジュールです。

として対象業務ですが、調査員が行う調査票の配布・取集・照会対応、調査員の指導、調査区の確認、調査対象の選定等とするとしています。基本的には各地方公共団体が法定受託事務として実施している事務のうち、今申したようなものが対象業務になるということです。

として、調査の流れに応じた民間開放の在り方ということで、2つのパターンがありまして、都道府県が直接調査員を指導する都道府県直轄の調査と、都道府県の下に市区町村が事務を受けて、市区町村が調査員を指導する市区町村経由の調査と、2通りのパターンがあります。都道府県直轄の場合については、民間開放は実施を希望する都道府県により実施する。後者の市区町村経由の場合には、民間開放の実施を希望する市区町村が都道府県の同意を得て実施するという形になろうかと思います。

に注意書きを入れてありますけれども、この市区町村経由の流れで行う統計調査については、業務が都道府県と市区町村の間で分担されています。実際に民間開放する場合は、業務のほとんどを担う市区町村が当該市区町村の属する都道府県の同意を得て実施する仕組になろうかと思います。都道府県が持っている事務、例えば調査員の設置といった事務については、事務処理特例条例を制定することによって、都道府県が行う事務を市区町村に委託するという手続きが必要になると考えています。

以上が、この計画にある取り組みですが、最後の3行は、上記の考え方や環境整備等の具体 的措置の内容については、本計画について地方公共団体から寄せられる意見及び現在実施中の 試験調査の結果等を踏まえ、関係府省とも連携しつつ、今年度末までに、必要な見直しと更な る具体化を図るものとするということです。この計画は現在取りまとめている段階で、現時点では地方公共団体の意見をトータルとして聞くような形にしておりませんので、計画ができ上がった後、都道府県あるいは市区町村の意見、また試験調査の結果もこれから出てまいりますので、そういうのも踏まえて、必要な修正等を行っていくという形になろうかと思います。

この計画につきましては、先の閣議決定で18年度前半までとありますので、9月中にまとめる形で公表したいと考えています。以上です。

竹内座長 どうもありがとうございました。何かご意見ございますか。

初めにはっきりさせておきたいのは、これは総務省所管指定統計の民間開放に向けての計画の最終結論ではないということです。タイトルの変更をと言っているわけではなく、了解事項としての話ですが、これは来年度どう実施していくかについてのプランなのですね。だから、一種のアクションプランであって、全体としてのトータルプランではないと理解しないと、これが最終結論だというのは早過ぎると思います。ですから、この民間開放という計画そのものを全体としてどう考えるかということについては次の段階で議論していただきたいのです。この今の計画案というのは当面のアクションプランであって、全体的な総合的なプランではないということだと思います。多分、指定統計調査の民間開放の様々なやり方については、まだ問題がこれから出てくるでしょうし、対象範囲を広げる必要があるかもしれません。さらに言えば、国勢調査や経済センサスはどうなんだという話も出てくるわけですから、今後議論すべき問題がたくさん残っているということを前提にして、これをとりあえずお考えいただきたいと思います。そうでなく、これを最終案とすべくご議論いただいたら際限がなくなります。とにかくアクションプランとしての計画は9月末までにというのが閣議決定ですから、そういうことに対応するための計画とご理解いただいて、ご意見をいただきたいと思います。当面の計画としてこれでいいということであれば、それで決めたいのですが。

大橋さん、いかがでしょうか。

大橋委員 竹内先生がおっしゃったような理解で私もこの計画をとらえていますので、当面 のものということで、全体として言えば私はこれでいいと思います。

竹内座長 いかがですか、舟岡さん。

舟岡委員 ありません。

竹内座長 新村さんは何かご意見ありませんか。

新村委員 ありません。

竹内座長 土屋さんは何かありますか。

土屋委員 非常に細かいことですが、関係府省とも連携しつつとありますが、今後のスケジュールとも関連してくると思うので、具体的に他の府省と何かするような予定があるのですか。 仮にそういうことがなければ、連携を書くべきなのかどうか。

竹内座長 これは何を意味しているのですか。

飯島課長 これは、1つは官民競争入札等監理委員会を所管している内閣府です。

竹内座長 それとの関係という意味ですね。

飯島課長 それは閣議決定にもあります。もう1つは統計の制度官庁としての政策統括官です。

竹内座長 政策統括官との関係。非常に細かく言えば、統計局でつくったものはまた統計センターとの関係もあるということもあります。つまり、ここの関係府省というのは誤解を招くといけないというので、土屋さんもおっしゃったと思いますが、これは別に他の調査を実施している府省と連携という意味ではないわけですね。

飯島課長 そういうことではございません。

竹内座長 経済産業省も統計調査を実施しているけれども、そことペースをあわせるという 意味ではなくて、法的な関係で内閣府等と折衝等があるという意味であればよろしいですね。

小川さん、何かご意見ありますか。

それでは、この計画案はこれで了承いただいたということとします。

次の議題、今後のスケジュール、今後の検討議題、主な論点についてです。

飯島課長 それでは、今後の検討事項、特にこの研究会でどういった点、どういった内容を ご報告し、検討していただくかということについて、現時点でのたたき台を資料2及び資料3 に用意しましたので、ご説明いたします。

まず、資料2ですが、今後検討が必要な事項について現時点で想定されるものをまとめました。まだ漏れているものがあろうかと思いますが。

1番の入札関係で考えますと、まず事業者の資格要件事項、それから入札を総合評価方式で行う形になりますが、その総合評価事項との仕分けについてということで、最初の入り口で条件を付して入札にまず参加してもらうかどうか、そういう条件としているいろなものを設けるのか、あるいはその入札に参加してもらった上で評価の事項として評価の点数として優劣をつける形にするのかと、その仕分け方法があろうかと思います。具体的には資格要件・欠格事由についてどうするかというのが1つです。それから、総合評価ということで考えますと、どういう尺度で評価していくかと、評価内容について、それから評価点と価格との関係について、

あるいは点数化の方法についてと、こういったものがあろうかと思います。

2番の契約関係ですけれども、1つ目は統計の目的や内容、質の確保についてということで、 契約に盛り込む指標としてどんなものを挙げるのか。例えば、回収率、代替率、拒否率、エラ 一率、さらに要求水準をどのように考えるのか。2つ目が契約違反についてとありますが、違 約金、損害賠償、契約解除等、あるいは問題があった場合の入札停止処分といったことがあろ うかと思います。3つ目がその他ということで、事故発生時の対応とか、再委託、契約期間、 あるいは成果に応じた委託費の増減等、いろいろなものが考えられると思います。

3番はモニタリング関係ということで、事業者が仕事を進めていく過程の中でどういう形で モニタリングを行っていくのか。

4番は事後の評価ということですが、評価項目、評価基準がどのように、そもそも評価をしてくのかというのがあると思います。

5番ということで、幾つか挙げさせていただいています。 1 つは統計局と地方公共団体との連携支援についてとありますが、実際に地方公共団体でこういった民間委託が行われる場合に、どうやって統計局としてフォローしてくかということも考える必要があるかと思います。それから、コストの把握方法、それから調査客体との信頼性の維持確保について、これは客体の情報の保護の問題、それから業者切替時の引き継ぎ等、これは経常調査の場合だと思いますが、そういう問題が起こるだろうということで、とりあえず考えられるものということで、事務局の方でまとめたものです。

この中で、具体的に法定受託事務の処理基準としてどういう形で盛り込むかということも出てまいります。この辺については資料2としてとりあえず私どもの問題意識として考えられる論点、検討事項を並べてございますけれども、この研究会としてどういった観点から中心にご議論いただくかというのもあわせてご意見をいただければと思います。

それから、資料3ですけれども、今後の研究会スケジュールということで、次回10月に開催をしたいと思っていますが、その第8回以降、毎月一度開催させていただくスケジュールで、仮のスケジュールを置かせていただいています。今出てきたような課題の検討とそれから逐次これから意識調査の結果、試験調査の結果等出てまいりますので、それについての報告といったものを盛り込んでいます。

第8回のところでは、科学技術研究調査の入札要件ついて、それから法定受託事務における 入札要件、処理基準等の検討といったものをある程度案を示した形で、ご議論いただければと 思っています。それから、意識調査の結果報告ということで、労働力調査の客体に対する意識 調査、個人企業経済調査の客体に対する意識調査の結果を取りまとめて報告できればと思っています。また、地方公共団体との調整状況とありますが、先ほどの計画公表後に地方公共団体から意見を聞くことに取り掛かりたいと思っておりまして、そのあたりの状況を逐次報告をしていきたいと思っています。また、ここには書いていませんが、統計センターの製表業務についての検討が並行して進められており、そのあたりも報告ができればと思っています。

それから、第9回ですが、8回と同様の検討も入ってまいりますが、その他に地方公共団体における民間開放の取り組みを促進するための措置としてどんなものが考えられるか。それから、試験調査の結果の中間報告とありますが、試験調査は四半期調査を連続して行っておりまして、最初の四半期が7月から9月の四半期、この結果のデータがまとまってまいりますので、その中間報告をさせていただきたいと思っています。最終的な次の四半期、10月から12月の四半期の結果も含めた結果報告は第12回のところで予定しています。

それから、第10回は、9回に引き続き継続してご検討いただき、第11回では、計画の見直しとさらなる具体化の検討というものも検討項目として入れてあります。さらに、現在実施している試験調査が12月で実査期間が終わりますので、終了後に実施事業者に来ていただいて、そこでヒアリングをしたいと思っています。また、年度末に取りまとめることを考えている報告書の内容についての検討をスタートするというイメージで考えています。

第12回は、先ほど申しました試験調査結果の報告、検証、それから試験調査の客体を対象に した意識調査の結果も上がってまいりますので、その結果報告をするというような形でスケジュールを現時点では考えています。以上でございます。

竹内座長 ご意見をお願いします。

舟岡委員 大前提ですが、入札の要件というのはどこかで決まっているのでしょうか。政府が行う入札については入札参加者が何件以上であるとか、何かそういうことは定まっていますか。

田口課長 特に決まったものはないかと存じます。入札公告を出してそれに応札するところが例えば1社とか2社であっても入札ということになろうかと思います。

舟岡委員 すると1社の場合、自動的にその1社が落札するということですか。

田口課長 予定価格が決まっていますので、それ以下の価格を出してくれば落札するという ことで、そうでない場合は入札をやり直すか、あるいは不落随契といって随意契約に移行する か、いずれかということになります。

舟岡委員 基本的に競争的であることが重要ですよね。そういうことを成立要件としなくて

いいのかどうか。

官民競争入札ではなく民間競争入札の場合に、入札が1件しかないとき、質を維持、あるいは高い質を求めて、より低い費用でという本来の趣旨からほど遠いことにならないかと心配です。例えば、地方で調査会社が複数ないようなところでは必ずその1社が落札するということになりますと、ライバルいないわけですから、予想される価格をある程度目安に置きながら入札するということになって、本来の民間開放の趣旨から言うと、期待される効果が実現できないのではないかと思います。

他方で、官民競争入札でないことで、官の組織が崩れたことによって、その1社に継続的に 依頼し続けなければいけなくなって、長期的に見ると非常にコストが高くなる、そういう危険 性もあるでしょう。

竹内座長 そういう危惧はわかりますけど、ルールとしてはどうすればいいでしょうか。

舟岡委員 私は入札が1社というのは適当ではないと思います。なぜそのようなことを言うかといいますと、1社が契約したけれども途中でその任にあらずということがありえるわけです。調査を十分な品質をもって実施できないときに代替的な調査会社がなければ、調査が行われなくなる。行われたとしても調査データは信頼性に欠けるものになってしまいます。よって、少なくとも2社は必要だと思います。競争的な状況ということに加えて、1社がどうしてもその調査を担えなかったときにセカンドベストとして代替となるような会社があることが入札を行うときの基本的な要件とした方がいいのではないかと思います。

竹内座長 そういう条件が満たされなかったなら、初めから民間開放はやめなさいということですか。

舟岡委員 そうなると思います。

竹内座長 舟岡さんがおっしゃった場合でなくても、1社も来ない場合や、どの業者も予定 価格よりも高いというような場合もあるわけで、そのとき入札は成り立ちません。そのときの 措置はどうなるのですか。つまり、建物を建てようというようなことがあったら工期が遅れて も何とかなるけれども、今年の統計調査が来年になってしまってはどうしようもないですから、その辺の後始末の仕方というのはどうなっているのでしょうか。

舟岡委員 担保の仕方ですね。

竹内座長 それは、必ずしも舟岡さんが言ったように2社いなければならないという条件を つけるつけないに関わらず、成り立たないことがあり得るわけです。

舟岡委員 そうです。

竹内座長 成り立たないときはどうするのですか。

田口課長 今こちらとして考えているのは、資格要件事項をどうするか、あるいは資格要件、欠格事由についてどうするか、ということです。例えば、複数出てきていても最も適格性を欠く業者が安い値段で落札してしまうということはあり得るわけですので、そういうことが起きないようにというのが入札を行う側の願いであるわけですけれども、それをどのようにして担保するか、資格要件をどう設定するか、ただ、それが余りに参入を排除するような形になるとまた問題ということがあります。公共工事ですと、同種または類似の工事の施工実績があるということを資格要件にしている場合がありますが、統計調査の場合に、同種の調査を実施した経験があるということを入札の資格要件にすると、みんな排除されてしまうのではないかという心配もあります。あるいは公共工事で一定の資格を持った人が責任者としてその工事に専念できるというような、これもまた資格要件で定めている例がありますけれども、統計調査の場合はそういう資格がないので、そういった管理体制について何か要件を定めることができるかできないかといったことを考えていく必要があります。業者を評価する事項をどのように立てて、それをどういうふうに評価していくかという問題をとりあえず考えているわけです。

大橋委員 手元に公共サービス改革法がなく、記憶が薄れているので間違ったことを言うかもしれないが、確かに1社しか入札に参加してこなかったというときには、競争という観点で言えば複数が参加してくるよりは競争が少ないと言っていいと思うのですが、1社でも競争入札にするという意味はどこにあるのかと考えてみますと、例えば随意契約になれば極めて秘密性の高いプロセスで契約が行われたり、事業の実施者が決まったりするのに比べて、競争入札というプロセスを経れば、結果として1社しか参加してこなかったとしても、まさに非常にオープンな状況の中で落札者が決まっていくというところにそれなりに意味があるのではないかというふうに思います。

舟岡委員 官民競争入札という形であれば、そう言えると思いますが、統計調査の場合、それを担う組織をつくり上げて、維持することに大変なコストがかかります。一旦組織が崩れたときに、それを復活できるかというと、恐らく実際的には無理だろうと思います。そうしますと、民間1社が入札して、それのみがその地域において調査会社として存在しているという場合に、その1社の独占がその後はずっと続くということになります。より競争的に効率的な統計調査を目指したのだが、非常に非効率な統計調査がその地域において行われるという結果をもたらしかねない。これは本来の趣旨からするとよろしくないのではないか。

竹内座長 舟岡さんが言われているような一般的な危惧はわかります。私としては、1社で

なくて0社である危険性がかなりあると思います。

舟岡委員 ゼロでしたら、官が相変わらず続けるのでしょう。

竹内座長 そういうルールはちゃんとあるのですか。公開入札したときに0社だとわかり、 その後、慌てて官の方でつくれますか。そこのところをはっきりさせておく必要があると思い ます。

舟岡委員 私は民間がどこも手を挙げなかったら官がやることになるのだろうと理解しています。その上での発言です。

竹内座長 果たして民間委託を決めた後で、それはできるのですか。その辺はどうなのでしょうか。そこのところのルールを決めておく必要があると思います。

大橋委員 民に決める前に、民にするか官にするかというのを入札によって決める。それで、 入札に参加する民間が1つもなかった場合には、やはり基本的には官がやるということになる のでしょう。

竹内座長 そういうことでしょうが、普通の建築をするときの入札や何かとは違いますよね。 公共工事の場合、どこも落札しなかったらといって国土交通省がやるというわけにいかないで すから、そういう場合と違うでしょう。この場合は民が入札してこなかったら官がやるという ことでしょうか。

大橋委員 公共サービス改革法の考え方を言えば、恐らくはそういう業務については民間が 1 社も参加してこなかったという業務があったとすれば、その業務についてはまず、これは本 当に官が行う必要があるのかどうかということを検討していただいて、必要がないというふう なら廃止してくださいという考え方です。やはりこれは公共性があって継続してだれかがやら なければならない、しかし、民間がだれも手を挙げてこないということになれば、私の理解ではこれは当然官が引き続き行うということです。

竹内座長 統計の場合、何県と何町と何市がどこも出なかったら、そこは要らないからやめましょうというわけにはいかないわけです。しかし、その場合、例えばどこかの市がここは民間開放することに決めてそのつもりで進めていて、応募がないから、その市が急に実施できるかといったら、私は少々危ないと思います。その辺が少し心配なので、そういう場合の対処のルールを決めておかないと困ると思います。

大橋委員 仮に民間に3年間やらせて、3年後に再度入札をしたときに、民間がだれも手を 挙げてこなかったが、その仕事はやる必要性のある仕事だというときに、官がやれるだけの能 力を維持しているのかどうかというのが、竹内先生のご心配の点でもありますが、私の知って いる限りでは、イギリスではCCTという強制競争入札をやって、民間が落札し、そして3年後にはまた官が落札したというケースもかなりありますので、仕事の性格上、統計と全く同じではありませんので、比較できないのかもしれませんが、そこの辺はある程度官のリカバリー能力というようなものが、全くないわけではないだろうと思います。

竹内座長 大橋さんのおっしゃる、イギリスのように官民競争入札的な考え方ならいいのです。官という1社が必ずありますから。しかし、全部民間に開放するつもりで、官は入らない つもりだったときに、1社も来なかったらどうするのかという話は起こってくるわけです。その辺についてどうなのですか。

飯島課長 形としては、どうしても民で落札できない場合に官がその仕事を引き受けるとい うのは可能な仕組になっています。

竹内座長 論理としては可能な仕組でしょうが、実際に大丈夫かという心配があります。もし実際に大丈夫なら、舟岡さんが先ほどおっしゃったこと、つまり、ある業社にやらせて2、3年経った後、またその業者しかいないけれども非常に仕事の質が悪いというのであれば、その次はその業者を失格にし、また民から官の方へ取り戻せばいいわけですよね。しかし、民間開放するのを決めてしまったから、その業社を失格にしたら0になって実施ができないという状況では困るわけですよね。だから、1社以上なければという形式的な要件をつけてもだめです。2社以上あることが必要だというような形式的な要件では、その問題は解決しないと思います。

舟岡委員 多少、資格要件と絡むと思います。資格要件を厳しくすればするだけ入札社の数が少なくなることは確かでありまして、そこの見合いですよね。

竹内座長 そこの見合いともう1つはどうしても成り立たないときのいわばセーフティネット、最後の応急措置もやはり考えておく必要があると思います。これは他の事業と違う点だと思います。統計では、「こことここに調査を実施する業者がありません。では、そこだけやめましょう」ということは絶対許されません。したがって、その辺をその他の留意事項の中に入れておくのがいいのではないか思いますが、どうですか。

確かに大橋さんが先ほどおっしゃったように、ある意味で1社でもいいと思います。1社しか来ないということは、そもそも仕事が商売としては全然魅力的でないと言っているかもしれないので、そのときには実はコストがもっとかかるかもしれないので、値段を上げなければいけないということは起こるわけです。それはあってもいいのだと思います。問題は的確な業者がそこに一つもないときに、民間委託をやるつもりだったけど、やめて官がやりましょうとい

うことがうまくできるのかであって、そこが私は心配です。

舟岡委員 地方の方とお話ししたとき、恐らく民間開放・市場化テストを導入したときに、 民はコストを無視してでも手を挙げてくるところは出てきますよ、という話が出ました。業者 は、調査会社としてのプレステージ、それから官のお墨付きを受けて実施することに対する客 体の信頼度を求めて、多少のコストを無理してでも、当初は赤字でもとるような入札をしてく ると思います。しかし、長期的にそれが継続できるというものでは決してありません。恐らく ライバルがいないときには独占的に統計調査を担う状況になると思われますので、統計調査の 場合に、当初から、何らかの歯止めをかけるような仕組を考えておく必要があると思います。

竹内座長の舟岡さんのおっしゃる歯止めというのはどういうものでしょうか。

舟岡委員 少なくとも入札の成立要件として入札者が複数いるということ、さらに、資格要件として、政府の統計調査を既に実施した経験があることが絶対に必要だろうと私は思います。 そうなりますと、数が限られてくることは確かなのですが。

竹内座長 この統計調査を実施したことがあるという資格要件を設定すると、実施すること はほとんど不可能でしょう。

舟岡委員 今検討しているのは、国の基幹的な重要な統計である指定統計です。承認とか届出とかも含めて、政府の統計調査について実施実績がないところに基幹的な統計調査を委託するのは、愚の骨頂だと私は思います。そうなると、かなり調査会社は絞られてくるけれども、それでも入札を実行して、そしてその結果に従うということでいいのではという根本のところを問うているわけです。

新村委員 全く違うことでいいですか。この処理基準というのはどの程度地方自治体に対して拘束的なのかというのを教えてください。今、各自治体は民間委託をさまざまな事業でやっておられるので、各自治体が入札要綱をお持ちだと思います。それが全部一緒とは限らないので、それとの調整はどうなるのか、どちらがドミナントになるのかというのを教えていただければと思います。やはり主体は地方ですよね。しかも、中央が各地域の特性にあわせた処理基準はつくれないので、恐らく標準的なものしかできないとすると、多分地方がそれぞれ入札の要綱をお持ちなので、それを先に調べる方がいいのかな、という感じを持ちました。それが第1点です。

それからもう1つは、総合評価は余りなじみがなくてよくわからないので、次回で結構です ので、違う事業でもよいので、どういうふうな形で総合評価をしているのかという事例があっ たらお教えていただきたい。それとの類推で統計調査ではどういう評価が要るかを考えるため の枠組みみたいなものが必要で、それがないと全然イメージとしてわかりません。価格競争だと非常に簡単にわかります。それから、建築基準法の要件を満たしているとかですね、割と建築工事だとわかりやすいのですが、それ以外の場合に、総合評価として一体どういうものをイメージしたらよいのかについて、ぜひ次回に何か事例を挙げてお教えいただけたらと思いました。その2点です。

竹内座長 新村さんのおっしゃる第1点ですけど、国が示すものは、あくまでもガイドラインだと思います。契約そのものは地方自治体でするわけで、その基準はそれぞれの地方自治体ごとに決めるわけですから。ただ、単なるガイドラインに過ぎないということで、地方がそれを無視し勝手に実施するというのでは困ります。そこの関係をどうするかということについて、もう少しはっきりさせていただいた方がいいと私も思っています。つまり、その契約内容について、少なくとも事後的には統計局でチェックして、困るときは困るという注文をつけられるかどうかということですよね。といっても、契約の主体はあくまで地方自治体ですし、地方によって状況は違うでしょうから、これでやるというのを国で決めて地方自治体に押し付けるわけにいかないので、その辺の関係はルールを決めておかないと難しいと思います。契約内容についての報告は受けるのですか。

飯島課長 報告は受ける形になります。

竹内座長 統計局が問題ありと見たときに何ができるか。

舟岡委員 統計局が行うというのは、変ですね。中立的な第三者機関に報告するのでしょう。 竹内座長 当然モニターはね。

舟岡委員 これは地域ごとではなくて、全国一律に、一定の評価基準で第三者機関が行うべきことになるのだろうと思いますが。

竹内座長 それはもちろん自己評価についてもそうでしょうね。しかし、契約の条項についてもある程度チェックしないといけませんよね。

舟岡委員 それはガイドラインに従っているかどうかだけでしょう。それ以上のチェックは できないですよね。

小川委員 落札予定価格を決める方法に地域差があるのか、調査によって、あるいは年によって変わるのか。同じ調査の落札予定価格の決め方について、エスタブリッシュされた方法があるのか、それともそれはそれぞれに任せるのか。例えば、調査会社を養成しようと思うのであれば、予定価格を発表し、業者にそれに向けた努力をしてもらい、その中で競争させるというのも一つのやり方だと思います。

竹内座長しかかし、入札というのは、予定価格を示さないというのが原則です。

小川委員 そうですが、この辺の落札予定価格の決め方というのはどうなっているのでしょうか。

大橋委員 公共土木工事に関して言えば、例えば橋をつくると、そのときに使う鉄鋼はこういうものが標準的なもので、コンクリートはこういうものだと、それからアスファルトはこういうものだと、1つ1つ何か標準的なものが決まって、そういうものを積み上げていって、この工事の落札予定価格はこれぐらいだというのが積算されます。そこは国土交通省所管の直轄事業だったら、国土交通省がかなり細かく示していますよね。

小川委員 地域によって、もちろん落札予定価格は違いますね。

大橋委員 違います。例えば、東京と北海道では鉄鋼の単価が違う。だから、東京では100 万円だけど北海道では75万だというようになる。

小川委員 例えば、調査会社が非常に少ないとしますよね。そういうところで将来的に業者 を育てようということでは、予定価格を高めに設定するということも考えられるということで すね。

大橋委員 それはそうですね。

竹内座長 それはやはり地方自治体が決めればいいわけですね。ただもちろん、国から出す 予算の金額がありますが、それは地方自治体には示しているわけです。それと落札価格との差 はどうなるのですか。つまり、国としてはこれだけお金を使っていいよという枠を出して、地 方自治体がそれより安く落札させて、しかも統計の仕事をちゃんとやったときに差額が出ます よね。その差額はどうなるのですか。つまり、地方自治体に入るのですか、国に返すことにな るのですかということです。

飯島課長 どういう形が考え得るのかを今いろいろ検討しているところです。

竹内座長 その辺はルールとして決めておかないと、難しいですよね。つまり余剰金が全部 地方自治体に入るということになると、なるべくそこでもうけようと思ってやるかもしれない。 しかし一方、余剰金が出たら全部国に戻ってしまうのであれば、無理に作業コストを下げよう という努力をしなくなりなりますよね。ですからその辺のルールはどうなっているのですか。

大橋委員 竹内先生のご質問の答えになってはいないと思うのですが、私が思いますのに、 少なくとも入札やPFI関係についての基本的なルールは、こちらでつくっていただいて、地 方公共団体にモデルという形で示して、そのモデルを参考に地方公共団体が必要な条例だとか 規則を改正・制定するという、こういうプロセスで進めていった方がいいと思います。恐らく は統計局もそういうお考えじゃないかと思いますが。

竹内座長 つまり単なるガイドラインでは地方公共団体としてやり方のわからないところが 多いのではないか、ということでしょうか。

大橋委員 そうですね。

飯島課長 幾つか詰めるべき話はありますけれども、その辺は検討した上で、できるだけた たき台として出せるようにしたいと思います。

竹内座長 今後の議論の仕方ですが、こういうのは抽象的に基準について議論していても、現場でそれがどういうふうに機能するかというのは想像がつかないわけですから、ある意味では実際に実施していきながら、引き続き再検討していくというプロセスが必要だと思います。つまり、初めは地方公共団体を選定してお願いする形しかできないかもしれませんが、その地方で実際に実施していく中で、こういうのでは困るとか、こういうルールがはっきりしていないと困るということが出てくるかもしれません。いきなりルールをつくって、それでその議論はおしまいというのでは困ると思います。今のところ、実際に何が起こるかの想像がつきません。ですから、そのプロセスをやはり検討していく、そのプロセスの中で検討していくシステムは必要ですよね。

舟岡委員 他の国にも例がないので、例えば我が国の他の案件に関する入札のもろもろの決め事を横に置きながら、統計調査の場合、何が同じで何が違うかについて洗っていって、全体のプロセスをつくっていくということでしょうか。

竹内座長 その洗っていくというのも、現実にやりながらでないとわからないと思います。 例えば普通入札といえば一番多いのは公共工事でしょうが、公共工事の場合、今おっしゃった ようにいろんなコスト面についてはわかるわけです。それからどれだけ人手がかかるかもわか って、労働賃金もどれくらいか大体わかっています。しかし、統計の場合は、まだわからない わけです。ですから、やりながらでないとわからない。なかなか公共工事は参考にならないと 思います。

大橋委員 少し話が違いますが、新村先生がおっしゃった2番目の総合評価の話、現在国の 入札で総合評価をやっているものの代表選手が情報処理システムです。その情報処理システム の性能評価についてのガイドラインがありますから、それを恐らくは総務省が持っていると思 うので、それをお見せしたらいかがでしょうか。

竹内座長 情報処理システムの方が公共工事よりは近いですね。しかし、情報処理システム に関して本当に評価ができているのかなというのは、今のところ私はよくわかりません。それ は官のシステムに限りませんよ、民間のシステムだって、銀行のシステムだって本当に大丈夫 なのかなという気がしています。

大橋委員 個人的な話になるのですが、私が情報システム関係の参事官だったときに、アメリカから「価格だけじゃだめだ。コンピュータの購買に当たっては性能を見てくれ」というような強い圧力があって、それで検討し始めた経緯があったわけです。

竹内座長 コンピュータのハードウェアの性能はまだわかりますけど、ソフトのシステムの 信頼性は、実際に使ってみないと、そう簡単にわかりませんよね。だからなかなか難しい。

新村委員 先ほど竹内先生のおっしゃったことに賛成です。今この委員会で、いきなり、まとまったものができるとは思えません。とりあえずのたたき台といいますか、公共事業その他いろいろなものを並べて、何を統計では考えるかというのをつくるにしても、それを常時アップデートしていくという仕組はぜひお作りいただきたい。政策評価の例でいいますと、ガイドラインを各国出していますが、イギリスやアメリカはそれを常に改定しています。やはり実際に即してどんどん改定しています。常にといっても2~3年置きぐらいですけれども。そういうような仕組が新しいことを始める上では必要だと思いますので、ぜひ竹内先生おっしゃったように3月で報告書をつくっておしまいではなくて、事務方でもできるかと思いますが、そういう常時アップデートする仕組は大切ではないかと思います。統計だと何が起こるかわからないというのは、本当に統計に携わっている先生は皆そう思っておられるかと思いますので、ぜひそれは考慮していただきたいと思いました。

竹内座長 一つ加えて申し上げたいことがあります。今のところ業務内容はどこからどこまでかと、民間開放する範囲は決まっていますけど、将来にわたってそこしか出さないという意味でもない面もありますから、やはり業務内容についても検討を続けていく必要がありますね。どういう業務まで外注にするかということです。これは大橋先生が以前から気にしておられたことで、必ずしも実地調査だけではなくて、もう少し業務内容についてもチェックしていく必要があると思います。地方自治体に任せて、全業務をいきなり民間開放というわけにいかない。やはり、その業務内容について、ガイドラインにして決めておく必要があると思いますし、それはまたフレキシブルにしなくてはならない面もあると思います。

舟岡委員 民間開放・市場化テストを前提として、ずっと検討を重ねてきていますが、そも そものその前提について一度どこかで再検討する必要はないのでしょうか。といいますのは、 19年の対象となる大規模調査として2つありますが、どちらを対象にするのかはともかくとし まして、それについて、すべてフリーに試験調査のようなものができないかということです。 具体的にいいますと、個人企業経済調査のような試験調査ではなくて、そもそも民間開放することで品質が維持、あるいは向上できるのか、価格・コストは本当に安くなっているのか、その検討を例えば外部の機関にそれこそ競争入札で委託するということです。その外部の機関が必要に応じて、例えば就業構造基本調査の行われている時期に、その対象調査区に隣接するか少し離れたところかわかりませんが、幾つかの地域を選んで、フリーな条件で試験調査を実施するのです。その際、調査員手当が幾らとか、客体に対する謝礼が幾らとか、そのような条件を全くつけずに、本当にやりやすいように調査してもらい、それもできれば条件を幾つか変えて、その条件が変わることが品質とどう関わりがあるのか、あるいは最終的に官が行う結果と比較して、全くいろんな思惑なり、いろんな事情を無視したときに本当に民間開放が効率的で高品質のものを生み出すかどうかなどについて、第三者的なところがチェックする必要があるのではないか。非常に重要な統計調査をトライアルなのか本番なのかわからないような形で実施するというのはあまりに危険過ぎると思います。

竹内座長 舟岡さんのご意見に、私個人としてはほとんど賛成ですね。

舟岡委員 ここでのミッションを超えているのかもしれませんけれども。少なくともそうい う研究をたえずやっておくということは重要ではないですか。

竹内座長 民間開放を実施しながら、その実施方法等を見直していくということは必要だと 思いますが、現状では試験調査を実施してから、民間開放するかしないか決めるというわけに いかないのですよ。

舟岡委員 そういう並行的なことをやりませんと、そもそも本当に民間開放の趣旨が統計調査において成立しているのかどうかということすらチェックできないわけです。

竹内座長 それはそのとおりだと思います。原理的には舟岡さんの意見と違うわけではありません。民間開放を進めながら、それが果たしてうまくいっているかどうかということも含めて絶えずその実施方法を考えていき、その中で、どうしても止めるということも将来にあるかもしれないということです。言葉の上では、どういうふうにやったらうまくいくか、と言った方がいいと思いますが、そのようなチェックを絶えずしていく必要があるということをむしろ私は強く主張したいわけです。だから、ルールを作っておしまいということで、このとおりやりますというのでは駄目だと思います。これは舟岡さんがおっしゃられることと趣旨については同じだけど、現実には本体調査の民間開放の前に試験調査を実施することはできませんよ。

新村委員 質問ですが、契約は地方が主体ですよね。そのときに、これまで包括的民間委託 という言葉を使ってきたと思うのですが、地方が主体的にパーツを民間委託するというのは今 回のこれには対応しないと考えるのですか。既にコールセンターは民間委託なさっているところがあるわけですね。例えば、調査員が行う配布だけを民間委託するとか、それがあり得るかどうかは別といたしまして、そういうものも、この法律というか今回のプロセスの一環であると考えるのか、それともそれは別だというのか、教えていただきたい。

飯島課長 地方で既に民間委託している部分もご指摘のようにあると思いますが、ここで想 定していますのは調査員が稼動して実地調査を行うところを想定していますので、もちろんこ こでは調査員を含めた形の民間委託というのを想定しています。

新村委員 全部を一括して包括的に委託するということですか。例えば、照会対応というのは既に幾つかの自治体がコールセンターでやっていますよね。それはこの範疇に入らないのかどうかを確認したかったのですが。

竹内座長 厳密に区別するのは難しいかもしれないけれども、この場合はいわゆる業務委託 とか、あるいは場合によったら派遣を受け入れてやるとかいうことは入らないのだと思います。

新村委員 これはこの枠外であると。

竹内座長 枠外で、もう既に行われていることですから。

新村委員 そういう理解でいいのですか。

竹内座長 仕事を一括して、その仕事の管理も含めてどこかに委託するのが民間委託と思っていていいと思います。

新村委員 では、そういうことを一応処理基準にも書くわけですか。

竹内座長 ええ。

新村委員 わかりました。

竹内座長 それで結局、今後の予定を考えると、今のようなことについて今後もう少し具体的な話が出てきたところで、特に地方自治体のお話を聞いているいる議論をしておく必要があると思います。来年3月に今年度の研究会としての報告書を出さなければいけないと思いますが、多分そういう様々な状況を見ながら判断を続けていくという仕事は、3月まででは、まだ物事は進んでいないので、この後どういう形で進めていただくかを考える必要があります。どのような形でチェックを続けていって、場合によっては、計画の枠組みを動かさなければならない状況もありえます。つまり、計画の見直しは続けていく必要があるということと、それをきちんと検討する組織を作る必要があるということを最後の報告書の中に書いて、次のそういう研究会に引き継ぐことが必要だろうと思います。どのように書くかは今決めなくていいですけれども、そうでないと、来年この研究会として報告書を出して、それで基準をつくりました、

それでおしまい、あとはやってくださいというわけにはとてもいかないと思います。

土屋委員 今後のスケジュールに他省庁から何か意見を聞くとか、ヒアリングをするというようなものがあってはと思うのですが。といいますのは、参考1の閣議決定にありますけれども、他の関係府省でも民間開放の取り組みの推進をというような感じになっていますから、他の指定統計を持っているところにも民間開放が進んでいく可能性があるわけで、そのときには多分統計局が作成したものを参考にしていくと思います。他のところは、うちは知らないという形にもできるかと思いますが、他のところの意見も少し聞くと、今後の検討課題として何か必要なものが出てくるかもしれない。

竹内座長 例えば、経済産業省はこういうことについてどのように考えるとか状況を調べて いただくことはできると思います。

飯島課長 総務省での検討状況を踏まえながら、各省が考えるということもあると思います。 大橋委員 1年半ぐらい前に規制改革会議に経済産業省の人に来てもらって話を聞いた段階 では、市場化テストについては極めて積極的に対応したいという基本的な方針があって、ただ し制度的な縛りみたいのがあるので、それは自分のところが所管していなくて、総務省などが 所管しているから、総務省が対応するのを待って市場化テストをやりたいという話でした。

竹内座長 その場合、総務省というのは昔の基準部ですか。

大橋委員 今の政策統括官の所管している統計法が念頭にあったのだろうと思います。

竹内座長 政策統括官の方は今この問題について何か具体的な話はあるのですか。

飯島課長 私どもから正式にお話をするのは、これからです。

竹内座長 政策統括官の方のお話は少し聞く必要がありますよね。経済産業省も生産動態統計等どうするのだろうという気がします。民間開放できる面もあるような気がしますが、一括よりもむしろ業種ごとに考えた方がいいところもあると思っています。

他省庁の様子を伺うというのでいいと思いますね。

飯島課長 その辺の状況はまた政策統括官の方も含めてまとまったところで、またご報告させていただきます。

竹内座長 今日は恐らくいろいろな問題点が起こり得るだろうということについて想像をしながら議論ができたと思います。本当に何が問題かということに対して、十分な情報がないというか、イメージがないというか、そもそも初めてのことで何が起こるかわからないということがどうもありそうです。現状では、このくらいのことしか言えないのではないかと思いますが、今後は、やはり地方自治体の状況もなるべく早く伺いたい。

大橋委員 最後ですけれども、一応この研究会で計画が了承されたので、ぜひ速やかに地方 自治体との折衝に入っていただきたいと思います。全都道府県・市町村とコンタクトをとる必 要は全くありませんので、これといったところを幾つか、コンタクトに入っていただきたいと 思います。そして、やはりその際一番大事なのは自治体がどのように考えているかを速やかに 把握することです。

竹内座長 実施するとしたら、どういうふうにやりたいかということもあると思います。

衞藤統計局長 計画案を了承いただきまして、ありがとうございました。内容的に言うと確かにかなり短時間で、ある方から言えば拙速でしょうし、またある方から言えばともかく取り掛かりをつけなくてはならないと、そういう厳しい状況であったわけですが、皆様方のご協力をいただきまして、計画案のまとめに至りましたことに御礼申し上げたいと思います。

そういう段階にまいりまして、今、大橋先生からもお話がございましたように、この計画に基づいた処理基準とかについて、よく勉強もしなくてはなりませんし、何といっても現場の需要条件、供給条件を一つずつ詰めるといいますか、全国オールオーバーには展開できませんので、ここぞという地方自治体と連携して、フィージビリティを探っていきたいと考えています。今後ともよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

竹内座長 それでは、最後に事務局の方から。

飯島課長 参考について説明しますと、参考1から4までお配りしてございまして、1は閣議決定の要約であり、参考2は9月にまとめられました公共サービス改革基本方針のうち総務省該当分の別表のところだけを抜き出しています。本文にも入札のいろいろな考え方等があります。それから、参考3が官民競争入札等監理委員会のもとに設置されました統計部会についての資料で、2枚目は構成員の表です。既に2度ほどこの統計部会にも説明に伺いまして、例えば、官民のコストが一体どのようになるのか、民間に出した場合にコストがどうなるのか、あるいは実際に地方が実施する場合のメリット、インセンティブはどういったものが考えられるかと、幾つかご指摘いただいています。また本日ご了承いただいた計画につきましては、改めて統計部会にも報告をするような形になろうかと思います。

それから、参考4で、すこし細かいのですが、官民競争入札等監理委員会の決定ということ で入札実施要綱に関するガイドラインをつけさせていただいています。

それで、次回は10月30日の月曜日、午前10時から12時に開催させていただきたいと思っています。この会議室になりますが、詳細は追ってご連絡させていただきたいと思います。

竹内座長 次回までに少なくとも地方自治体との調整等いろいろなことについてご検討いた

だき、その結果をご報告いただきたいと思います。 本日は、どうもありがとうございました。